

平成17年3月18日
日 本 銀 行

ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について

1. 基本的な考え方

わが国の金融システムは安定を取り戻しつつあり、4月からはペイオフが全面解禁となる。金融機関としても、顧客ニーズに応じて創造的な業務展開を図りつつ、経済を支えていくことが、より一層求められるようになる。こうした変化を受け、日本銀行の金融システム面の対応も、これまでの危機管理重視から、**金融システムの安定を確保しつつ、公正な競争を通じ金融の高度化を支援していく方向へと切り替えていく必要がある。**

もとより、新しい金融環境の下でも金融システムの安定を確保することは重要である。日本銀行としては、金融機関経営の健全性、流動性管理や決済リスクの状況を引き続き注視していく。また、自然災害やテロなどによる不測の事態への備えという視点も重要である。今後とも**金融システムの安定性に問題が生じる場合には、システムック・リスク回避の観点から、最後の貸し手機能の発揮等、必要な施策を機動的に実施していく方針である。**

一方、**金融の高度化は、今後、日本経済が持続的、安定的な発展を遂げていく上で、重要な前提条件**となる。日本経済を取り巻く環境が急速に変化する状況において、円滑で効率的な資金の配分を実現し、経済全体の活性化を図っていくためには、より**多様な信用供与の仲介チャンネルが存在し、金融仲介構造が柔軟で頑健なものであることが必要**である。そして、そうした金融仲介構造の実現のためには、**融資慣行の見直し、金融機関のリスク管理の高度化、クレジット関連市場の整備など、金融システム面でなお広範な取組みが求められる**。このような金融高度化が関係者の努力で進展していけば、日本銀行の金融政策運営面でも、その効果がより効率的に経済に及んでいくものと考えられる。

金融の高度化に向けた民間の取組みを支援するため、日本銀行としては、**考査・モニタリングにおいて、金融機関のリスク管理・経営管理の高度化**

を促すことを通じて、新しい業務展開などの動きを積極的に後押ししていくほか、組織体制、金融機関との対話チャネルなどの面でも工夫を凝らしていく。また、金融システムのインフラとして金融機関に提供している日本銀行との当座預金取引等についても、利便性と運営の透明性を高める方向で見直していく。

以上のような施策を通じて、日本銀行としては、金融システムの機能度や頑健性の向上に貢献していく方針である。

2. 金融システムの安定のための施策

(1) 最後の貸し手機能の発揮

金融システムの安定確保のためには、個別金融機関の業務や経営に問題が生じた場合においても、それが決済不能の連鎖や信認低下の波及を通じて金融システム全体に悪影響を及ぼす事態を回避しなければならない。こうした観点から、日本銀行は、**審査・モニタリングにより金融機関の経営実態を把握しつつ、必要な場合には最後の貸し手として流動性を供給する。**

最後の貸し手機能は、日本銀行の基本的な役割の一つであり、以下の基本方針に基づき、今後とも適切に発揮していく方針である。

(有担保貸付 － 33 条貸付)

日本銀行法第 33 条に基づく有担保の貸付としては、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、補完貸付を行っている。また、それとは別に、**個別金融機関の業務上の必要性に対応して、市場の動向なども勘案しつつ機動的、弾力的に有担保の貸付を実施**することとしており、こうした貸付についても、引続き適切に運営していく。

(金融機関等に対する一時貸付 － 37 条貸付)

経営の健全性に問題のない金融機関において、電子情報処理組織の故障などの偶発的な事由により一時的な支払資金の不足が生じ、**金融機関間の資金決済の円滑の確保を図るため必要な場合には、日本銀行法第 37 条に基づく貸付を機動的に実施する。**

(特融 — 38条貸付)

日本銀行法第38条に基づく貸付（いわゆる日銀特融）については、今後とも、**政府と連携し、4原則^(注)に即して対応**していく方針である。

(注) 原則1. システミック・リスクが顕現化する恐れがあること。

原則2. 日本銀行の資金供与が必要不可欠であること。

原則3. モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること。

原則4. 日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること。

(2) 災害等の非常事態への対応 — 特約貸付の活用等

自然災害やテロなどの発生により金融機関の業務に支障が発生する事態に備え、決済システムの円滑な運行や金融市場の安定を確保するための体制を強化することは重要である。先般、日本銀行では、**災害等により取引先金融機関との間の連絡が途絶した場合に、事前の契約に基づき個別の借入れ申込みを待たずに行う「特約貸付」を整備したところであり、金融システムの安定を確保する観点から、今後とも災害等の非常事態への対応について幅広く検討**を行っていく。

3. 金融機能強化のための施策

(1) 考査・モニタリング運営の考え方

ペイオフ全面解禁後の考査・モニタリングにおいては、金融機関がリスク管理・経営管理の高度化を進め、顧客ニーズに応じて創造的な業務展開ができるよう支援し、それを通じて金融システム全体としての機能度や頑健性の向上を実現していくことに力点を置く。

(保有資産や金融取引全般の経済的価値とその変動可能性の評価)

具体的には、**貸出のみならず金融機関の保有する資産や金融取引全般に亘り、経済的な価値とその変動可能性（リスク）を評価し、それらに関する認識を金融機関との間で共有**していく。そうしたことを通じて、金融機関経営の健全性（自己資本の十分性）や業務展開の前提となる視座（自己資本の効率的な活用、リスク・リターンの評価）等についての議論を深め、諸問題解決の方策を探っていく。

(統合的なリスク管理)

金融機関が、保有資産や取引の経済価値とその変動可能性を踏まえ、決済や業務にかかるリスクも含め、統合的にリスクを管理する枠組みを有効に機能させていけば、限りある自己資本の有効な活用とリスク・リターンについての客観的な判断材料が得られ、より合理的・効率的な経営の実現に繋がると考えられる。考査・モニタリングにおいては、こうした**統合リスク管理の枠組みの整備を、金融機関の実情に応じて促していく。**

金融機関が、リスク・リターンについてより客観的に判断できるようになると、その判断に基づき自らのポートフォリオを能動的に組替えるインセンティブも強まっていこう。その結果、クレジット関連市場等での取引が拡大し、信用供与のチャンネルが多様化していけば、金融システム全体としても機能の高度化が図られ、より頑健に日本経済を支えていくと期待される。

なお、2006年度末から導入が予定されている新しい自己資本比率規制(バーゼル II) は、金融機関にリスク管理高度化のための主体的な取り組みを求めるものであるが、その考え方はこうした方針と整合的である。

(内部統制の機能向上と情報開示の充実による市場規律の強化)

統合的なリスク管理を通じて得られた情報は、その他の経営情報と併せ、金融機関の経営管理上の判断材料となる。その際、予め定められた手続きに則って決定がなされ、その結果について、事後的に客観的な評価を行うという内部統制の仕組みが整備されていることも、金融機関経営にとって重要である。また、金融機関が保有資産の経済価値やリスクを適切に把握した上で、その情報開示を充実させていけば、預金者や投資家にとっても金融機関の経営やリスク・リターンの評価が容易となり、金融機関経営に対する市場規律がより効果的に働くと期待される。今後の考査・モニタリングでは、こうした**内部統制の機能向上を目指す努力を支援するほか、市場規律の実効性を高めていく観点から、情報開示の充実に向けた金融機関の取り組みも後押ししていく。**

(2) 金融高度化を支援する新たな取組み

以上のような方針で考査・モニタリングを行っていくために、組織体制や金融機関等との対話チャンネルなどの面でも、以下のような方策を講じていく。

(金融高度化センターの設置)

金融機構局（本年7月を目途に信用機構局と考査局を統合して改称の予定）内に**金融高度化センター**を設置する。同センターは、①金融の高度化やその下での金融取引の安全の確保を目的とした金融機関等への働きかけの企画・立案、②そのために必要な先端的な金融技術や金融情報セキュリティ技術の調査、③高度な考査・モニタリング技法の開発、を所掌する。

(公開セミナーの定期的開催)

金融の高度化に関する諸問題に取り組むための前提条件として、問題の所在、解決の方策等に関して金融機関等と広く理解を共有する必要がある。そのため、内外の**金融機関の経営者や実務担当者を主たる対象とする公開セミナー**を定期的に開催する。本公開セミナーは、考査・モニタリングと並ぶ、金融機関等との間の第三の対話チャンネルと位置付ける。

テーマとしては、①資産の経済価値把握のための高度な手法の開発と共有、②融資を巡る金融慣行のあり方、③金融情報セキュリティを巡る経営上の問題と解決の方策、④新しい金融業務の展開に見合った会計処理のあり方、⑤新たに実施する考査・モニタリング技法の解説、などが考えられる。

(金融データ交換ネットワークの高度化)

投資家にとって、企業の財務データを効率的に収集し、分析できる体制が整備されることは極めて重要なことであり、金融機能の向上に不可欠の前提でもある。このため民間では、財務データの授受、分析を電子的な手法を使って一貫処理（財務データ授受のSTP化）するネットワークの確立に向けて検討が始まっている。日本銀行でも、このような金融情報ネットワークの高度化への動きを支援するため、財務データを始め各種の金融データを授受する際にファイル形式のひとつとして有力視されているXBRL（eXtensible Business Reporting Language）を活用することとし、実験

を積み重ねてきた。来年度からは、金融機関との間でXBRLを用いた財務データの電子的授受を開始する。

(3) 金融の安定と機能に関する定期調査報告の公表

考査・モニタリングから得られたミクロ情報については、マクロ的な観点からの分析を加え、金融システム全体の安定度・機能度に関する評価に役立てる。その成果を踏まえ、金融システムの安定度・機能度の評価とこの面の日本銀行の施策を主たる内容とする調査報告をまとめ、定期的に公表する。

4. その他の業務運営面の見直し

(1) 預金取引等

日本銀行は、日本銀行法に定める目的の一つである「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」を念頭に置いて、預金・貸出取引先を選定している。こうした取引先の選定について、透明性の向上を図るとともに金融機関等の新規参入を適切に支援する観点から見直しを図る。

(当座勘定規定・当座預金取引先の公表、取引先選定の円滑化)

当座預金取引の基本契約である当座勘定規定と、当座預金取引の相手方の一覧を公表する。あわせて、新規に取引を開始するための申出の手続、提出書類の雛型、標準審査期間等を含む審査のプロセスを公表し、取引先選定の円滑化を図る。

(補完貸付解約の際の警告期間の導入)

現在、補完貸付の対象先金融機関が基準自己資本比率を下回った場合には、直ちに同貸付を解約することとしている。今後は、こうした金融機関の自己資本比率改善に向けた努力を促すとともに、その成果を評価するため、解約は一定の警告期間経過後とすることを検討する。

(2) 考査の実施状況の公表

考査の実施状況については、その運営の透明性を高めるため、今後、毎年 1 回、業務概況書において、前年度中に考査を実施した金融機関名と実施時期をまとめて公表する。

以 上